

1. 健康管理規程

(目的)

第 1 条 中通高等看護学院（以下「学院」という）の健康管理については別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(環境衛生)

第 2 条 学院は、教室その他の換気、採光、照明、保温等を適切に行い、校舎内外の清潔を保ち、常に環境衛生の維持に努めるものとする。

(個人衛生)

第 3 条 学生は疾病の予防と健康保持のため個人衛生に注意し、次の事項を守らなければならない。

- (1) 摂生を保ち、規律ある日常生活を送ること。
- (2) 適度な運動と休養および睡眠をとり、栄養に注意すること。
- (3) 学校で指示する健康診断を定期的に受け健康管理上の指示に従うこと。

(校医)

第 4 条 学院に校医を置く。

2. 校医は、中通総合病院の医師を委嘱する。
3. 校医は、環境衛生の維持、改善および健康管理の計画立案に参加し必要な指導助言を行うとともに、学生の疾病予防、保健指導、健康相談ならびに健康管理に関する専門事項の指導をおこなうものとする。

(教務主任および専任教員)

第 5 条 教務主任および専任教員は、学生の健康管理に関し校医の指示に従い、その目的達成に努めるものとする。

(健康診断)

第 6 条 学生は細則第 16 条にもとづき健診を受けるものとする。なお、その内容は、次の通りとする。ただし、ウィルス抗体価・T-S P O T・聴力・心電図は 1 学年のみに行うものとする。

- (1) 身長および体重
- (2) 血圧
- (3) 視力
- (4) 胸部 X 線撮影
- (5) 尿一般（蛋白、糖、ウロビリノーゲン、潜血）
- (6) 血液一般（赤血球、白血球、血色素、ヘマトクリット、血小板）
- (7) ウィルス抗体価（ムンプス、麻疹、風疹、水痘）
- (8) T-S P O T
- (9) 聴力
- (10) 心電図

(感染症による出席停止)

第 7 条 学校保健安全法にもとづき、次の感染症に罹患した場合には出席停止とする。

出席停止感染症

感染症名	出席停止期間
第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱 マールブルグ病、急性灰白髄炎、 ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1)、 重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロナウイルスに限る)	治癒するまで
第2種 インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ 解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するま で
風疹	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する まで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過 するまで
結核	感染の恐れがなくなるまで
第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフ ス、 腸管出血性大腸菌感染症、流行性結膜炎、 急性出血性結膜炎、 *その他の感染症(条件による) 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、 手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、 マイコプラズマ感染症、 流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス)	病状により医師によって感 染の恐れがないと認められ るまで

付則

(施行期日)

- この規定は、1970年4月1日より施行する。
- この規定は、1981年4月1日より施行する。
- この規定は、2012年4月1日より施行する。
- この規定は、2016年4月1日より施行する。
- この規定は、2017年4月1日より施行する。
- この規定は、2018年4月1日より施行する。
- この規定は、2019年4月1日より施行する。
- この規定は、2024年4月1日より施行する。